

1. 結論

図表 1 測った 3 つ

測ったこと	結果
繰り越している額の合計	10,155,000 円
今期に使える額	8,620,000 円
期限切れで消える組	3 件
別表を出していない期	1 期

資料: 本文の各節から

2. この数字が乗っている前提

図表 2 前提と、崩れたときに起きること

#	前提	崩れると
1	繰越できる期間を 5 年と見ている	消える時期が前後する。1 年短ければ最も古い期の残が先に消える
2	第 33 期の控除率を 35% と見ている（女性活躍の認定を取得したので 35%。**申告はこれ）	当期に使える額が同じ比で動く
3	申告がまだの期が 1 期ある（第 33 期）	申告の内容が変われば、繰越額そのものが変わる
4	各期の法人税額を、申告書のとおりと見ている（第 31 期は 0 円）	使える額は法人税額が上限なので、そこが動けば全部動く

資料: すべて data.yaml の値。式は本文のとおり

3. なぜ追うのか

中小企業向けの賃上げ促進税制は、令和 6 年度の改正で**控除しきれなかった額を 5 年間繰り越せる**ようになりました。赤字の年に積んで、黒字になった年に使えます。

使わない年度でも、別表の提出が必要です。出し忘れると、その先の繰越がすべて消えます。これが適用漏れのいちばん多い原因です。

中小企業向けの措置は **2027-03-31 までに開始する事業年度**までです。

4. 各期の実績

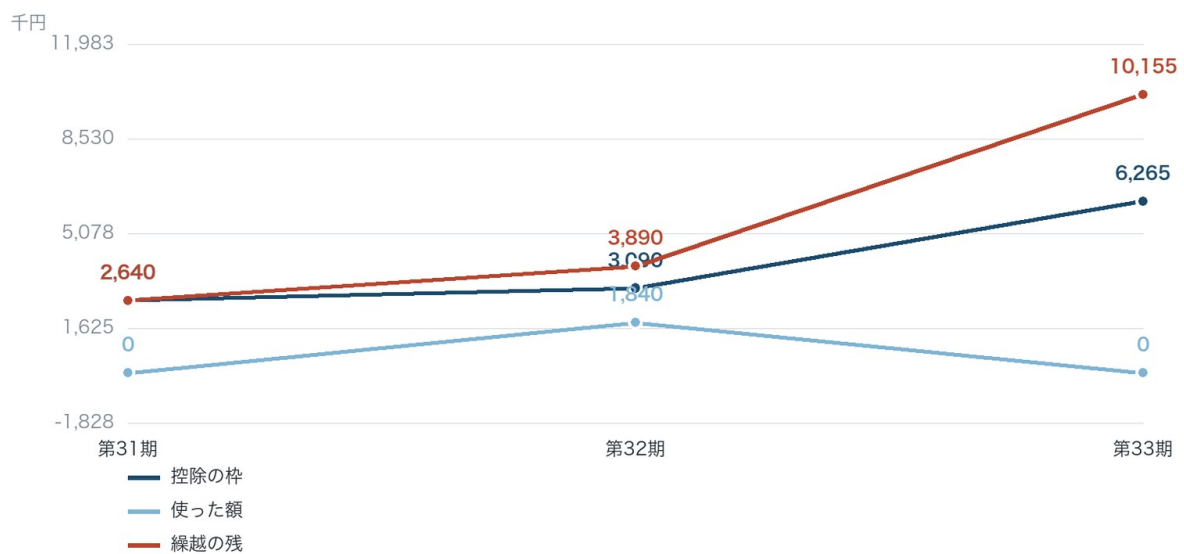
図表 3 各期の実績

期	給与の増加	率 × 控除率	控除の枠	法人税額	使った額	繰越の残
第 31 期	8,800,000	4.64% × 30%	2,640,000	0	0	2,640,000
第 32 期	10,300,000	5.19% × 30%	3,090,000	1,840,000	1,840,000	3,890,000
第 33 期	17,900,000	8.57% × 35%	6,265,000	8,620,000	0	10,155,000

資料: 給与総額と法人税額は決算書から。枠と残は当社試算

年度は、第 31 期が 2024-04 ~ 2025-03 で、以降 1 年ずつ進みます。

図表 4 期ごとの枠・使った額・繰越の残 (3 期)



繰越の残は 10,155,000 円まで積み上がっている。使えるのは法人税額の範囲まで

資料: 給与総額と法人税額は決算書から。枠と残は当社試算

いま積んでいる繰越は 10,155,000 円です。

5. いつ消えるか

繰越は積んだ期から **5 年**で消えます。

図表 5 いつ消えるか

消える期	積んだ期	金額
第 36 期	第 31 期	800,000
第 37 期	第 32 期	3,090,000
第 38 期	第 33 期	6,265,000

資料: 当社試算（積んだ期 + 5 年）

5 年は長いので、忘れたころに期限が来ます。この表を毎期の決算で見直してください。

6. 別表が出ていない期

期	年度	状態	備考
第 33 期	2026-04 ~ 2027-03	まだ	女性活躍の認定を取得したので 35%。申告はこれから

使わない年度でも出します。1 年でも抜けると、それ以前に積んだ繰越はすべて使えなくなります。

7. 第 33 期でいくら使えるか

項目	金額
当期に生じる控除の枠	6,265,000 円
前の期から繰り越した残	10,155,000 円
当期の法人税額	8,620,000 円
使える額（税額が上限）	8,620,000 円

資料: 枠と残は当社試算（上の各節）。法人税額は決算書から

控除は法人税額を超えて使えません。超えたぶんは、また繰り越されます。

8. この書類でできないこと

- ・別表の作成と提出は、税理士の先生の仕事です。この書類は「いくら繰り越していて、いつ消えるか」を並べるだけのものです
- ・税額の確定はできません。適用の可否は先生にご確認ください
- ・要件を満たすかどうかの判断も、先生の仕事です

9. この先の進め方

- ・毎期の決算で、この表を見直す — 消える期を確かめます
- ・使わない年度でも別表を出す — 顧問の先生に毎年お伝えください
- ・2027-03-31 までに開始する事業年度までに開始する事業年度が対象です
- ・給与総額の集計方法を揃える — 前期と同じ範囲で数えないと率がずれます

当社は税務の判断をいたしません。いくら積んでいて、いつ消えるのか——数えて並べるところまでです。適用の可否と申告は、顧問の税理士の仕事です。